

奈良のシカ保護管理計画検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十号

奈良のシカ保護管理計画検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良のシカ保護管理計画検討委員会規則（平成二十五年七月奈良県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（部会）

第六条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。